

独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程

〔平成 21 年 11 月 27 日〕
規 程 第 2 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、先端研究助成基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）により交付される補助金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な研究資金の助成及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に基金を設置する。

2 基金の設置は、平成 21 年 11 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

(基金の業務)

第 3 条 基金は、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 号に掲げる業務のうち、法附則第 2 条の 2 第 1 項 1 号の業務に充てるものとする。

(基金の運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。